

道又茂吉・山崎藤作賞実施要領

- 1 趣 旨 この要領は道又茂吉・山崎藤作賞基金条例施行規則に基づき、表彰に必要な事項を定めるものとする。
- 2 目 的 道又茂晴氏と山崎正隆氏が亡父元別海村議会議長道又茂吉氏及び亡父元北海道議会議員山崎藤作氏の遺徳をしのび、別海町青少年の健全な発達を期待して寄せられた資金を基金として、社会善行の範となるべき行為を施した別海町の青少年に対し表彰を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。
- 3 被表彰者の推薦 別海町に居住するもので、産業、教育、文化、社会等各般にわたり著しい善行のあった青少年の個人又は団体。
- 4 被表彰者 被表彰者の推薦は、次の個人又は団体が町長に対し、推せん書(様式第4条関係)を提出することにより受付するものとする。
 - ① 農業、漁業、その他自営業等に従事する青少年の場合は、その職業に関係ある産業団体の長又は関係機関の長
 - ② 雇用されている青少年の場合は、雇用者又は関係機関の長
 - ③ 児童生徒の場合は、学校長又は、PTA会長
 - ④ 前記①②③に該当しない者は、平素青少年の健全育成に協力している者
- 5 推せん書の提出期限 令和7年7月31日(木)
- 6 提出先 別海町教育委員会生涯学習課
- 7 被表彰者の決定 別海町青少年問題協議会委員によって構成する「道又茂吉・山崎藤作賞表彰審議委員会」の審議を経て町長が決定する。
- 8 表彰の方法 表彰は、賞状及び記念品を授与するものとする。
- 9 表彰の日 表彰を行う日は、町長が別に定める。